

## 答申（案）の作成について

答申（案）については、以下の構成でこれまでの審議内容を取りまとめた。

なお、答申（案）の作成に当たっては、これまでの審議会で使用した資料から記載内容を抜粋・転記することを基本とし、必要に応じて表現の変更等を行っている。

## 【答申（案）の着色箇所について】

- ・赤字箇所…これまでの資料から表現を変更した箇所
- ・青字箇所…これまでの資料には記載がないが、審議会において口頭で説明した内容を記載した箇所（「はじめに」と「おわりに」は新規追加）

| ページ | 項目                     | 審議会資料                              | 特記事項   |
|-----|------------------------|------------------------------------|--|
| 1   | はじめに                   | —                                  | ・答申の前段として、今回の諮問及び答申に至る経過に関する文章を新たに追加。 <u>（青字）</u>  |
| 2～4 | 第1 海南市立小・中学校の現状        |                                    |  |
|     | 1 児童生徒数及び学級数の推移        | 【第1回審議会】<br>・資料2-2                 | ・表現を一部変更。 <u>（赤字）</u>  |
|     | 2 学校規模（規模別学校数）の推移      | 【第1回審議会】<br>・資料4                   | ・説明文を新たに追加。 <u>（青字）</u>  |
| 4～9 | 第2 学校の適正規模等に関するアンケート調査 |                                    |  |
|     | 1 アンケート調査の概要           | —                                  | ・アンケートの目的や実施内容に関する記載を新たに追加。 <u>（青字）</u>  |
|     | 2 アンケート結果の概要           | 【第2回審議会】<br>・資料1<br>・資料2<br>・資料3-1 | ・全項目を記載すると膨大な量となるため、適正な児童生徒数に関する項目と適正化を検討する上で配慮すべき点を抜粋。<br>・各項目の説明文は、審議会資料をもとに内容を整理して記載。<br><u>（着色無）</u> |

| ページ  | 項目                           | 審議会資料                 | 特記事項   |
|------|------------------------------|-----------------------|--|
| 9～12 | 第3 海南市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方 |                       |  |
|      | 1 基本的な考え方の前提となる事項            | 【第5回審議会】<br>・資料1      | ・項目名を「前提条件」から変更。(赤字)<br>・改めて検討が必要な場合として「海南市の小・中学校を取り巻く状況が大きく変化したとき」を追加。(青字)                              |
|      | 2 現行の法制度                     | 【第3回審議会】<br>・資料番号なし※1 | ・「学校規模の標準」として法令に定める内容を新たに追加。(青字)<br>・「学級編制の標準」に関する説明文を新たに追加。(青字)   |
|      | 3 適正な学校規模                    | 【第5回審議会】<br>・資料1      | ・表現を一部変更。(赤字)<br>※要望に係る記載については、「されたい」という表現に統一  |
|      | 4 適正な学校規模を下回る場合の対応           | 【第5回審議会】<br>・資料1      | ・表現を一部変更。(赤字)<br>※要望に係る記載については、「されたい」という表現に統一<br>・小規模校を存続させる場合の対応に関する記載を学校規模の適正化を検討する際の留意事項として新たに追加。(青字) |
| 13   | 第4 学校規模の適正化を図るための具体的方策       |                       |  |
|      | 1 適正化の手段                     | 【第5回審議会】<br>・資料2      | ・各手段の説明文は、審議会資料をもとに内容を整理して記載。<br>(赤字・青字)<br>・小規模特認校制度について「学校選択制の導入」から「学校選択制の部分的導入」に変更。(赤字)               |
|      | 2 海南市として取り得る方策(結論)           | 【第5回審議会】<br>・資料2      | ・結論部分を「海南市として取り得る方策(結論)」として整理。   |

※1 資料名「海南市における小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方について」

| ページ   | 項目                                 | 審議会資料                                 | 特記事項                                      |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 14～15 | 第5 学校規模の適正化（統合等）に向けて<br>取り組む上での留意点 |                                       |   |
|       | 1 通学条件（通学距離・時間）への配慮                | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 2 通学路の安全確保に関する対応                   | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 3 施設整備面での充実                        | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 4 児童生徒にとっての環境変化への対応                | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 5 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫                  | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 6 保護者や地域との協働による魅力ある学校づくり           | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
|       | 7 地域の拠点機能の継承                       | 【第5回審議会】<br>・資料3                      | ・「文部科学省手引のページ番号」及び「これまでの審議会で出された主な意見」を削除。 |
| 16    | おわりに                               | —                                     | ・答申のあとがきを会長名で追加。（ <b>青字</b> ）             |
| 18～38 | 資料                                 | 【第1回審議会】<br>・資料番号なし※2<br>・資料7<br>・資料8 | ・答申の内容を補足する資料を添付。                         |

※2 資料名「諮問書（写）」